

上関町おためし移住宿泊補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住促進、及び地域の人材不足、少子化の解消を図るために実施する上関町移住・定住支援事業のうち、本町への理解を深め、地域の雰囲気や生活環境等を体験できる機会を提供し、本町への移住促進を図る上関町おためし移住宿泊補助金を交付することに関し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宿泊施設

上関町内に所在地を置く旅館、民宿、民泊、ゲストハウス、グランピング等の宿泊できる施設で、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業を営む施設

イ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条に規定する届出をして、同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む施設

(2) 利用者

本事業を利用し、宿泊施設に宿泊する者をいう（申請者および同行者を含む）。

(利用者の要件)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町外に居住する利用者で、移住の準備等のために本町を訪問する者であること。
- (2) 町内の宿泊施設に申請者名義で宿泊予約を取り、宿泊する者であること。
- (3) 当該宿泊施設の宿泊予定日の前日から起算して10日前までの申請であること。
- (3) 当該年度において本要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 公務員（アルバイトを除く）でないこと。
- (4) 利用者の全員が、上関町暴力団排除条例（平成23年上関町条例第13号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (5) 未成年の者にあつては、保護者の承諾を得られていること。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、利用者が町内の宿泊施設に宿泊した経費（宿泊プラン以外で発生する飲食費用、追加サービス及び付帯施設の利用料金等は除く。）とする。ただし、客室1室に複数人宿泊した場合は、宿泊者数に応じて按分し、1人1泊当たりの宿泊した経費を割り出すものとする。

2 補助対象となる宿泊期間は、1回あたり連続する2泊3日から7泊8日までとする。

3 補助対象となる利用人数は1回あたり1人から6人までとする。

(交付金額)

第5条 第3条で示す要件を満たす者に対し、宿泊費用の1/2を交付し、利用者1人あたり3万円を上限とする。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う年度の3月14日までに、上関町おためし移住宿泊補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、宿泊予定日の10日前までに、町長に提出しなければならない。なお、申請者と同一の世帯に属する者の申請については、申請者が代表して行うものとする。

(1) 活動計画書（様式第2号）

(2) 申請時点における補助対象者の住所を確認できる書類（マイナンバーカード、免許証等の写し）

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付または不交付とすることが適正と認めるときは、上関町おためし移住宿泊補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告書)

第8条 申請者は、補助対象となる活動が完了したときは、交付決定を受けた日の属する会計年度が終了する日までに上関町おためし移住宿泊補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 活動報告書及び上関町おためし移住アンケート（様式第5号）

(2) 宿泊明細及び支払いを証明できる書類（領収書等）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書について内容の審査及び必要な調査を行い、補助金の額を確定したときは、上関町おためし移住宿泊補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 申請者は、前条に規定する補助金の額の決定通知を受けたときは、速やかに上関町おためし移住宿泊補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(是正のための措置)

第11条 町長は、本事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消及び返還命令)

第12条 町長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、上関町おためし移住宿泊補助金交付決定取消通知兼返還請求書(様式第8号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

- (1) 虚偽の申請であることや補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

上関町おためし移住宿泊補助金交付申請書

1 申請者欄

(フリガナ) 氏 名		電話番号	() —
		携帯番号	— —
住 所	〒	E-mail	
		生年月日	年 月 日 (歳)

宿泊期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()			
主な目的	☐ 移住相談 ☐ 住居探し ☐ 就職活動 ☐ 生活環境調査 ☐ その他 ()			
宿泊施設名				
宿泊料金	円 × 名 × 泊	交付申請額	円	

[illegible]

(裏面に続く)

3 確認事項（該当するものに☑を記入してください。）

※各項目のうちいずれかに該当がない場合は、支給対象となりません。

1. 町外に居住する利用者で、移住の準備等のために本町を訪問する者であること	☐
2. 町内の宿泊施設に申請者名義で宿泊予約を取り、宿泊する者であること	☐
3. 当該宿泊施設の宿泊予定日の前日から起算して10日前までの申請であること	☐
4. 当該年度において本要綱による補助金の交付を受けていないこと	☐
5. 公務員（アルバイトを除く）でないこと。	☐
6. 利用者全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	☐
7. 未成年の者にあつては、保護者の承諾を得られていること	☐

4 添付資料

☐	①活動計画書（様式第2号）
☐	②補助対象者の住所を確認できる書類（マイナンバーカード、免許証等の写し）

5 誓約

私は、本申請の内容に相違ないことを誓約します。この誓約が虚偽であった場合は、補助金を返還し、この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

署名

活動計画書

移動手段	☐ 自家用車 ☐ 公共交通機関 ☐ その他（ ）
------	---

[illegible]

印

金 円

年 月 日

上関町長 様

申請者	住 所	
	氏 名	

上関町おためし移住宿泊補助金実績報告書

上関町おためし移住宿泊補助金について、下記の通り活動しましたので、上関町おためし移住宿泊補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

活 動 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
交付決定額	円	宿 泊 費	円

※交付申請額は、宿泊代の1/2とし、利用者 1 人あたり 3 万円を上限とする（最大 6 人まで）。
※補助対象となる経費は、2 泊 3 日から 7 泊 8 日までの宿泊代（宿泊プラン以外で発生する飲食費用、追加サービス及び付帯施設の利用料金等は除く。）とし、客室 1 室に複数人宿泊した場合は、人数に応じて按分し、1 人 1 泊当たりの経費を割り出すものとする（千円未満切捨）。

添付資料

☐	①活動報告書及び上関町おためし移住アンケート（様式第 5 号）
☐	②宿泊明細及び支払いを証明できる書類（領収書等）

活動報告書

利用者氏名		
同行者		
宿泊期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）	

日時	エリア（場所）	調査・活動内容
月 日（ ） ： ～ ：		
月 日（ ） ： ～ ：		
月 日（ ） ： ～ ：		
月 日（ ） ： ～ ：		
月 日（ ） ： ～ ：		
月 日（ ） ： ～ ：		
月 日（ ） ： ～ ：		
月 日（ ） ： ～ ：		
滞在を終えての ご感想等		

（裏面に続く）

上関町おためし移住アンケート

①「上関町お試し暮らし」をして良かったですか。

☐	良かった（理由があれば記載：_____）
☐	悪かった（理由があれば記載：_____）
☐	どちらでもない

②再度、上関町に来てみたいですか。

☐	来たい
☐	来たくない
☐	どちらでもない

③上関町の良いところ、悪いところは何ですか（簡単に結構です）

良いところ
悪いところ

④上関町に移住するとして、気にかかることは何ですか。

☐	仕事があるか	☐	知り合いが少ない
☐	住まいがあるか	☐	田舎すぎる
☐	生活費が高くないか	☐	その他（_____）

⑤上関町以外で移住を検討されていますか。

☐	している（地名：_____）
☐	していない

⑥今回この補助金を知ったきっかけは何ですか。

☐	ホームページ	☐	ネットニュース	
☐	上関町公式LINE	☐	パンフレット	☐ その他（_____）

ご協力、ありがとうございました。

上企第 号
年 月 日

様

上関町長 ⑩

上関町おためし移住宿泊補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました上関町おためし移住宿泊補助金について、
下記のとおり補助金の額を確定しましたので、上関町おためし移住宿泊補助金交付要綱第 9 条の規定に
より、通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

年 月 日

上関町長 様

申請者	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	() -

上関町おためし移住宿泊補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった上関町おためし移住宿泊補助金について、次のとおり請求します。

請求額	円	
振込先	金融機関名	
	支 店 名	
	フリガナ	
	口座名義人	
	口座の種類	当座 普通 その他 ()
	口 座 番 号	

上 企 第 号
年 月 日

様

上関町長 ㊟

上関町おためし移住宿泊補助金交付決定取消通知兼返還請求書

年 月 日付けで申請のあった上関町おためし移住宿泊補助金については、次の理由により交付決定の全部・一部を取り消したので通知します。

取消理由	
交付決定額	円
交付取消額	☐ 交付決定額の全部 ☐ 交付決定額の一部 円
返還請求額	円
返還期日	年 月 日
返還方法	添付の納入通知書による